

令和健康科学大学職員任免規程

(総則)

第1条 令和健康科学大学の職員の任免に関する事項は、就業規則、就業規則(パートタイマー用)及び就業規則(有期雇用職員用)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(命令権者)

第2条 職員の任免は、理事長が命ずる。

(教員の採用及び昇任等)

第3条 就業規則第5条のうち、教員の採用及び昇任のための選考については、別に定める。

(教員以外の職員の採用)

第4条 就業規則第5条のうち、教員以外の職員の採用のための選考は、教養試験、適性試験、作文試験、人物試験及び経歴評価のいずれか一以上の方法で行う。

2 第1項の手続きについては、別に定める。

(人事異動通知書の交付)

第5条 任免を命ずる場合には、職員に人事異動通知書を交付する。

2 降任を命ずる場合には、事前に通知した上で、人事異動通知書を交付しなければならない。

3 人事異動通知書の様式については、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。